

総 税 市 第 51 号
平成 29 年 5 月 18 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への
マイナンバー記載について（通知）

個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第三号様式）については、特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続きを通じて、公平・公正な課税や事務の効率化を図るため、平成 29 年度からマイナンバーを記載することとしています。

総務省では、これまでも「平成 29 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の送付に関する留意事項について（通知）」（平成 29 年 3 月 2 日付け事務連絡）及び「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）への個人番号記載に関する Q&A の送付について」（平成 29 年 3 月 6 日付け事務連絡）において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）にマイナンバーを正しく記載するようお願いしてきたところであり、市区町村におかれては、適切な対応をいただくよう改めてお願いします。

なお、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む。）とすることは認められていないことから、念のため申し添えます。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治税務局市町村税課 担当 松本、前川、三好、齋藤 電話 03-5253-5669（直通） E-mail y.maekawa@soumu.go.jp
--